

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 参照条文

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）．．．．． 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）  
．．．．． 5
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十五条の規定による改正後．．．．． 6



○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）

（請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）

第三条（略）

2～6（略）

7 第十二条第三項の規定は、住所地市町村長が前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

（本人確認の措置）

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

一（略）

二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

2 市町村長が法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する場合における前項の規定の適用については、同項中「個人番号の提供を行う者から次」とあるのは「個人番号カードの交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）を確認すること並びにその者から第二号」と、同項第二号中「前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）」とあるのは「住民票に記載されている個人識別事項」とする。

3 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。

一・二（略）

三 本人に係る個人番号カード又は第一項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

（個人番号カードの交付）

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるとこ

るにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を經由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（次項ただし書において「經由市町村長」という。）を經由して、交付申請書を提出することができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項後段の場合にあつては、經由市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。

3 （略）

4 第三条第六項の規定は、第一項の規定による交付申請書の提出について準用する。

（特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定）

第十九条 法第十九条第六号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め）

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報の保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、同項中「情報提供者」とあるのは、「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

（特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定）

第二十一条 法第十九条第九号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八条第二項、第七十二条の五十九若しくは第二百九十四条第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項

まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十二條 法第十九条第九号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一（三）（略）

（社債等の発行者に準ずる者）

第二十三條 法第十九条第十一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（五）（略）

（社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十四條 法第十九条第十一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一（三）（略）

（公益上の必要がある場合）

第二十五條 法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

（特定個人情報の提供の求めがあつた場合の総務大臣の措置）

第二十六條 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

2 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 (略)

4 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5・6 (略)

(公益上の必要がある場合に関する規定の準用)

第二十七条の二 第二十五条の規定は、法第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する。

(法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十九条の二 第二十六条から前条までの規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十六条第一項、第二項及び第四項中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、第二十七条第一項中「第二十一条の二第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項」と、第二十七条の二中「第二十一条の二第五項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第八項」と、第二十八条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、前条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 法第四十三条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項及び第三項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| (略)     | (略)  | (略)  |
|---------|--|--|
| 第十七条第四項 | その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。) | 住所地区長を経由して住所地市長(その者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。次項及び第七項において同じ。) |
| (略)     | (略)  | (略)  |

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四十四条 指定都市においては、第二条、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|         |                   |                                      |                                      |
|---------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 第十二条第二項 | (略)               | 市町村長が                                | (略)                                  |
| 第十三条第一項 | 住所地市町村長に          | 住所地区長を經由して住所地市長に                     | 住所地区長を經由して住所地区長に                     |
| 第十三条第二項 | 住所地市町村長以外         | 住所地区長以外                              | 住所地区長以外                              |
| 第十三条第三項 | 当該市町村             | 住所地区長を經由して当該区(総合区を含む。第十五条第三項において同じ。) | 住所地区長を經由して当該区(総合区を含む。第十五条第三項において同じ。) |
|         | 同項の               | 前項の                                  |                                      |
|         | 住所地市町村長は、病気がかわらず、 | 住所地区長は、病気がかわらず、住所地区長を經由して            | 住所地区長は、病気がかわらず、住所地区長を經由して            |
|         | 住所地市町村長は、その者      | 住所地区長は、その者                           | 住所地区長は、その者                           |
| (略)     | (略)               | (略)                                  | (略)                                  |

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百四十九号)(抄)

(前略)

第四十四条第一項中「第九条及び」を「第九条、第二十七条の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七条第三項、第二十七条の三第一項及び第三項並びに」に改め、同条第二項の表第十三条第二項の項を次のように改める。

|         |         |                             |
|---------|---------|-----------------------------|
| 第十三条第二項 | 住所地市町村長 | 住所地区長                       |
|         | 当該市町村   | 住所地区長を經由して当該区(総合区を含む。以下同じ。) |

(中略)

第四十五条を第四十七条とし、第四十四条の次に次の二条を加える。

(公益上の必要がある場合に関する規定の準用)

第四十五条 第二十五条の規定は、法第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する。

(後略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十五条の規定による改正後

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

2 8 (略)

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。